

非破壊試験に関わる者の遵守事項

JSNDI 認証事業本部が実施する認証制度における非破壊試験に関わる者の遵守すべき責任及び義務等を下記に示す。なお、遵守事項に違反した場合、倫理規程 7 項により JSNDI 認証事業本部は適切な処置を行う。

1. 雇用主*1の責任

- (1) 雇用主は、申請者を認証機関又は資格試験機関に紹介し、提出された個人情報の有効性を文書化しなければならない。その情報には、申請者*2の申請資格を判断するのに必要な教育、訓練、経験及び視力についての申告を含めなければならない。
- (2) 申請者が、雇用されていないか又は自分自身が雇用主となっている場合には、教育、訓練及び経験の申告は、認証機関が受け入れることができる少なくとも一つの独立した組織によって証明されなければならない。
自分自身が雇用主となっている個人は、雇用主に帰する全ての責任を負わなければならない。
- (3) 雇用主及びその職員は、資格試験に直接関与してはならない。
- (4) 雇用主は、その管理下にある認証を受けた技術者に関して、次のことに責任を負わなければならない。
 - a) 作業実施許可*3に関わる全ての責任。すなわち、必要に応じた特定業務訓練*4の実施。
 - b) 作業実施許可書の発行。
 - c) NDT 作業の結果。
 - d) 毎年行われる「4. 視力要求事項」(1) a)への適合の確保。
 - e) NDT 方法の適用が大幅な中断をすることなく継続していることの証明。
 - f) その技術者が組織内での業務に関連した有効な認証を保有することの確保。
 - g) 適切な記録の保管。
- (5) 非破壊試験技術者の認証は、NDT 作業者の一般的な力量を証明するものである。作業実施許可は、雇用主の責任の下にあり、認証を受けた被雇用者はその雇用主に特有な装置、NDT 手順書、材料、製品などに関する更なる専門知識が必要とされることがあるため、認証は作業実施許可を意味するものではない。
- (6) 作業実施許可が規制事項及びコードで要求されている場合には、作業実施許可は、該当する工業のコード及び規格、NDT 手順書、装置並びに試験の対象となる製品の受入れ基準について、資格証明書保持者の知識を検証するために作成された、雇用主が要求する特定業務訓練及び試験を明示する品質手順書に従って雇用主が付与しなければならない。

2. 申請者*2の責任

申請者は、雇用、自営又は非雇用にかかわらず、次のことを行わなくてはならない。

- a) 訓練コースを修了した証拠書類を提出する。
- b) 要求されている経験が、資格付けされた監督*5の下で得られていることを証明できる証拠書類を提出する。
- c) 視力要求事項を満足する視力の証拠書類を提出する。
- d) 認証機関が発行する倫理規程を遵守する。

3. 資格証明書保持者の責任

資格証明書保持者は、次のことを行わなくてはならない。

- a) 認証機関が発行した倫理規程を遵守する。
- b) 毎年、「4. 視力要求事項」(1) a)に従って視力の検査を行い、その検査結果を雇用主に提出する。
- c) 認証の有効性における条件*6が満たされなくなったときは、認証機関及び雇用主に通知する。
通知等の届出は速やかに（6 か月以内に）行うこと。

4. 視力要求事項

- (1) 申請者は、視力が満足していることを証明する文書を次の要求事項に従って提出しなければならない。
- a) 近方視力は、Jaeger Number 1、Times Roman N4.5 又はそれに相当する文字（1.6mm の高さがあること）の中の最小のものを 30cm 以上離れて、矯正又は未矯正のいずれかで単眼又は両眼で読める。
 - b) 色覚は、雇用主の指定する NDT 方法で使われる色彩又はグレイスケール（灰色の濃淡）間のコントラストを見分けて識別できれば十分とする。
- (2) 認証後、雇用主は、近方視力検査を毎年実施し、視力が要求事項を満足していることを検証しなければならない。

5. 資格証明書の使用

資格証明書保持者は、資格証明書の使用にあたり、次の事項に合意しなければならない。

- a) 認証スキームの関係条項に従う。（認証事業本部が規程した認証制度に従う）
- b) 授与された認証範囲に関してだけ、認証に関する主張を行う。
- c) 認証機関の社会的評価を損なうような方法で認証を用いず、また、誤解を招く又は認められていないと認証機関がみなす表明を認証に関して行わない。
- d) 認証の一時停止又は取消しがあった場合は、認証機関又は認証への言及を含む全ての主張を中止し、認証機関の発行した証明書を返却する。
- e) 誤解を招きやすい方法で証明書をを用いない。

6. 苦情の記録及び報告

（資格証明書保持者は、）資格証明書保持者に関する裏付けのある苦情は、記録し保存しなければならない。認証機関（認証事業本部）は適切な時期（資格継続調査の際）に資格証明書保持者に苦情の記録の開示を求める場合がある。

- *1 雇用主：申請者が定常的に働いている組織、又は、組織の責任者（代理人）。
- *2 申請者：認証機関に受け入れられる資格をもつ技術者の監督の下で経験を積み、資格及び認証を求めている個人。受験申請者、認証申請者、認証の更新又は再認証を求める資格保持者。
- *3 作業実施許可：認証の適用範囲に基づいて、雇用主が発行し、明示された作業を実施することを個人に対して許可する文書。
- *4 特定業務訓練：雇用主に関わる製品、NDT 装置及び NDT 手順書、並びに適用するコード、規格、仕様書及び手順書に特化した NDT において、作業実施許可を与えるための前提として、雇用主（又は代理人）が資格証明書保持者に対して行う訓練。
- *5 資格付けされた監督：(1) 経験を積む申請者に対する NDT 技術者による監督。それを行う者は、申請者と同じ NDT 方法において認証された技術者又は認証されていないが、そのような監督を適切に遂行するために要求された知識、技能、訓練及び経験をもつ技術者（NDT 業務部署の所属長、NDT 業務部署の管理責任者等）とする。
(2) ほかの NDT 技術者が実施する NDT の適用を指示する行為。これには、NDT の準備及び実施並びに結果の報告に関わる行為の管理を含む。
- *6 認証の有効性における条件（大幅な中断）：認証を受けた個人の業務の欠如又は変更であり、連続した 1 年間又は 2 回以上の期間の総計で 2 年間を超えて、認証を受けた適用範囲の NDT 方法の資格レベル及び分野に対応した職務を遂行できなくなる期間。
< NDT 業務の職務を遂行できなくなる例 >
- ・ 所属部署の業務内容から NDT 業務がなくなった。
 - ・ 異動により NDT 業務のない部署に移った。
 - ・ 転職により NDT 業務のない職についた。
 - ・ 退職により NDT 業務から離れた。
- *ただし、NDT 業務のない部署等に所属していたとしても、勤務先として NDT 業務があり、定期的又は不定期に NDT 業務に従事している場合は、この限りではない。

以上